

薬剤業務向上加算に係る薬剤師出向計画確認要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内の薬剤師が不足している地域の保険医療機関に薬剤師の出向を行おうとする県内の保険医療機関が「基本診療料の施設基準等の一部を改正する告示」(令和6年厚生労働省告示第58号)に基づく薬剤業務向上加算の施設基準に規定された出向計画を策定し、県と協議する上で必要な事項を定め、もって良質な医療提供体制の構築に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬剤業務向上加算 「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」(令和6年厚生労働省告示第57号)別表第一A244注2に規定する同名の加算をいう。
- (2) 施設基準 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第5号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官通知)別添3第26の3「3に規定する薬剤業務向上加算の施設基準」をいう。
- (3) 出向計画 施設基準(5)イに規定する計画をいう。
- (4) 出向元保険医療機関 勤務している薬剤師を、一定期間、薬剤師が不足している地域の保険医療機関に出向させる保険医療機関をいう。
- (5) 出向先保険医療機関 出向元保険医療機関から、薬剤師の出向を受けようとする保険医療機関をいう。
- (6) 偏在指標 第8次山口県保健医療計画第3部第3章に掲げる「薬剤師確保計画」(以下「確保計画」という。)3(1)に規定する薬剤師偏在指標をいう。
- (7) 薬剤師少数スポット 確保計画3(3)に規定する薬剤師少数スポットをいう。

(協議等)

第3条 出向元保険医療機関は、出向先保険医療機関及び県と施設基準(5)イに規定する協議を行おうとする場合、出向計画の始まる30日前までに、協議申込書(別記様式第1号)及び出向計画の案を、県に提出するものとする。

- 2 協議申込書提出後、出向元保険医療機関、出向先保険医療機関及び県は、出向計画について協議を行うものとする。
- 3 県は、協議において、別表に基づき、出向計画が施設基準(5)ア及びイを満たすことを確認することとする。なお、県は、必要に応じて出向計画の補正を指示することができる。
- 4 出向元保険医療機関は、協議を行ったときは協議ごとの議事録、協議が完了したときは確定した出向計画を県に提出するものとする。
- 5 県は、協議が完了し、前項の出向計画の提出を受けたときは、出向元保険医療機関に対し、別記様式第2号により通知するものとする。

(有効期間)

第4条 別記様式第2号の有効期間は、出向計画で定める出向予定期間が終了する日までとする。ただし、薬剤業務向上加算に関して、国の規定に変更があった場合はこの限りではない。

- 2 確保計画の改訂等により、出向先保険医療機関が、別表確認事項アを満たさなくなった場合であっても、出向計画の期間中は当該計画は有効とする。

3 出向元保険医療機関は、第一項の期間満了後も、薬剤師の出向を継続しようとする場合は、有効期間の満了日の30日前までに別記様式第1号及び出向計画の案を提出することとする。

(変更の届出)

第5条 出向元保険医療機関は、出向計画に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、別記様式第3号により県に届け出なければならない。なお、出向に係る特に重要な事項の変更については、事前に相談すること。

(取下げ)

第6条 出向元保険医療機関は、次のいずれかに該当するときは、別記様式第4号により、出向計画の取下げを行われなければならない。

(1) 出向先保険医療機関への出向をとりやめるとき。

(2) その他、施設基準の要件又は別表確認事項(アを除く)に適合しなくなったとき。

(所掌)

第7条 この要綱に関する事務は、山口県健康福祉部薬務課において所掌する。

(雑則)

第8条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

別表

以下のア～クにいずれも適合していること。

確 認 事 項	
ア	出向先保険医療機関が、次の（ア）又は（イ）の地域に立地していること
	（ア）二次保健医療圏のうち、病院薬剤師の偏在指標が薬剤師少数となっている区域
	（イ）薬剤師少数スポット
イ	出向先保険医療機関が、薬剤師の募集を行っているにも関わらず、応募がない又は採用人数が募集人数に満たない等の理由により、地域医療に係る業務の遂行に支障が生じているため、出向元保険医療機関に薬剤師の出向を要望していること
ウ	出向元保険医療機関と出向先保険医療機関は、同一グループなど、特別の関係にならないこと
エ	出向する薬剤師は、概ね3年以上の病院勤務経験を有し、かつ、当該保険医療機関において概ね1年以上勤務している常勤の薬剤師であり、出向終了後、出向元の保険医療機関に戻って勤務する予定があること
オ	出向計画の期間は、6ヵ月以上2年以内とすること ただし、期間中の出向する薬剤師の変更（ローテーション）は可とする
カ	出向先保険医療機関は、出向した薬剤師が、調剤業務以外に、地域医療に係る業務を実践的に修得させる計画を有すること
キ	出向元保険医療機関は、出向した薬剤師が出向元保険医療機関に戻って勤務するときに、カで経験した業務及び修得した内容についてフィードバック等をさせる予定があること
ク	出向先における勤務形態は、常勤（週4日以上常態として勤務しており、かつ所定労働時間が32時間以上であることをいう。）の職員として継続的に勤務すること

年 月 日

山口県健康福祉部薬務課長 様

所在地

名称
(代表者)

薬剤師出向計画に係る協議申込書

薬剤業務向上加算に係る薬剤師出向計画確認要綱第3条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

1 出向先保険医療機関（実際勤務する施設）

(所在地) 〒

(施設名称)

(連絡担当者、連絡先)

<添付資料>

- ・出向計画案

担当者			
氏名			
電話		FAX	
E-mail			

令 薬 務 第 号
令和 年（ 年） 月 日

（申込者） 様

山口県健康福祉部薬務課長

薬剤師出向計画に係る協議について

年 月 日付けで申し込みのあった薬剤師出向計画に係る協議を完了したので、薬剤業務向上加算に係る薬剤師出向計画確認要綱第3条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

出向元保険医療機関	所在地	
	名 称	
出向先保険医療機関	所在地	
	名 称	
出 向 予 定 期 間		
協 議 内 容	別添のとおり	

年 月 日

山口県健康福祉部薬務課長 様

所在地

名称
(代表者)

変更届書

薬剤業務向上加算に係る薬剤師出向計画確認要綱第5条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

出向元保険医療機関	所在地		
	名称		
出向先保険医療機関	所在地		
	名称		
出向計画に係る協議結果通知の文書番号及び年月日	令和 年 月 日付け令 薬務第 号		
変更事項	(1) 出向予定期間 (2) 出向する薬剤師 (3) その他出向計画の主要な事項 ()		
変更内容	変更前		変更後
変更年月日			

年 月 日

山口県健康福祉部薬務課長 様

所在地

名称
(代表者)

出向計画の取下げ願

薬剤業務向上加算に係る薬剤師出向計画確認要綱第6条の規定により、下記のとおり出向計画の取下げをお願いします。

記

出向元保険医療機関	所在地	
	名称	
出向先保険医療機関	所在地	
	名称	
出向計画に係る協議結果通知の文書番号及び年月日	令和 年 月 日付け令 薬務第 号	
出向計画の廃止年月日	令和 年 月 日	